

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により応募者が入社後、明らかに当該応募者の責により解雇されるに至った場合、または当該応募者が自己都合によって退職した場合は、当社は受領したコンサルティングフィーの一部を以下の要領で求人者に返還するものとする。ただし、コンサルティングフィーのうち未受領額がある場合には、以下の返還額と相殺するものとし、相殺後にも残高がある場合には、求人者は当社に対し当該残高を支払うものとする。

入社日から起算して 1 ヶ月以内	コンサルティングフィーの 80%相当額
入社日から起算して 1 ヶ月を超え 3 ヶ月以内	コンサルティングフィーの 50%相当額
入社日から起算して 3 ヶ月を超え 6 ヶ月以内	コンサルティングフィーの 10%相当額